

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 6 月 20 日受付分)

特定非営利活動法人
元気もりもり食堂

縦覧期間

令和 7 年 6 月 20 日 (金) から
令和 7 年 7 月 4 日 (金) まで

特定非営利活動法人元気もりもり食堂定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人元気もりもり食堂という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加西市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、社会とつながることや基本的な生活を送ることが困難な市民に対して、「食」を通じて生活の基盤をサポートする事業を行う。また、個々の能力に応じて社会参加できる事業を行い、誰もが地域社会で豊かに暮らし、活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域食堂事業
- (2) 食堂新聞作成事業
- (3) 生活の困りごと相談事業

第3章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、理事長1人、副理事長1人を置く。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長、その他職員を置くことができる。

2 事務局長、その他の職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数3分の2以上から、会議の目的を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更

- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては

その旨を付記すること。)

- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	藤原 あき
副理事長	岸田 裕子
理 事	中本 智代
監 事	小野 典子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	1,000 円	5,000 円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	500 円	3,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人元気もりもり食堂

役 名	氏 名 ふりがな	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ふじわら あき		無
	藤原 あき		
理事 (副理事長)	きしだ ひろこ		無
	岸田 裕子		
理事	なかもと ちよ		無
	中本 智代		
監事	おの のりこ		無
	小野 典子		

設立趣旨書

1 趣 旨

私たちは、市民ボランティア団体として、これまでこども食堂の運営に取り組んでまいりました。

開始当初は、飲食店ベースの就労継続支援 B 型事業所の施設を借用し、利用者の皆様にも調理や子どもたちとの交流といった運営に携わっていただき、それぞれの得意分野を伸ばしながら、地域住民との関係を深めてまいりました。加えて、飲食店の余剰食材を活用することで、フードロスの削減とこども食堂の運営経費の軽減にも努めてきました。

こども食堂は、市内在住の子供たちとその保護者を対象とし、来所して食事をしていただく形を基本としていました。しかし、来所が難しい家庭にも対応できるよう、配食（お弁当の配達）を取り入れるようになりました。

このように、生活状況に合わせた柔軟な支援を続ける中で、当初は母子家庭や障害のある子どもを持つご家庭への配食が中心でしたが、次第に、障害をお持ちの一人暮らしの方や、近所に頼れる方がいない市外在住のご家庭からも、利用希望の声が寄せられるようになりました。

また、長期休業期間中、食事の確保に困っているという声も多く寄せられ、配食回数の増加を求める要望もいただいております。加えて、運営面においても、障害のある方から、生活に密着したスキルである調理技術を習得したいとの要望が増えてきました。

現在、ボランティアとしての参加に制限は設けておりませんが、市の助成を受けて活動していることから、提供できる食事や支援対象者の範囲が限られており、すべてのご要望に応じることが難しい状況です。

さらに、既に把握しているニーズの背景には、顕在化していない潜在的なニーズも存在していると感じております。

このような背景から、対象者や活動地域を広げ、より多くの方々の困りごと解消に寄与できるよう、活動範囲の拡大を検討するに至りました。

これを実現するためには、現在の市民団体としての活動形態では限界があり、特定非営利活動法人（NPO法人）格を取得し、社会的信用のもとで活動を行っていくことが最適と判断いたしました。

NPO法人化することで、地域により根ざした事業展開が可能となり、支援者や参加者が一層安心して活動に関われるようになり、また、事業の継続性も高まるものと確信しております。

2 申請に至るまでの経過

令和2年7月	就労継続支援 B 型事業所内でこども食堂「元気もりもり食堂」開始
令和4年8月	就労継続支援 B 型事業所都合により こども食堂 休止
令和4年9月	市民ボランティア団体「元気もりもり食堂」立ち上げ。市助成金で運営 アスティア加西キッチンルームをレンタルし月1回開催
令和6年5月	こども食堂の形態をお弁当配食に変更。一人暮らしの高齢者、障害者への配食、 市外の家庭への配食が可能か聞かれる方が増える（以後も毎月数件ずつ問合せあり）
令和6年8月	学校夏休み期間の食堂開催（お弁当配達）の希望が出る
令和6年11月	ボランティア間でニーズに応えられる団体にするほうが良いと話し合いをする
令和6年12月	特定非営利活動法人にするために賛同者に意思確認
令和7年5月	設立総会開催

令和7年5月20日

特定非営利活動法人 元気もりもり食堂
設立代表者氏名 藤原 あき

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人元気もりもり食堂

1. 基本方針

法人設立を機にこれまで市内で行ってきたこども食堂運営の基礎を生かしながら、対象者と対象地域を拡大し、地域食堂として活動していけるようにしたいと考えています。調理など食堂の運営には地域の方をボランティアとして募っていきたいと思っています。

地域と繋がりたい人が、運営する側・提供を受ける側問わず参加しやすい場所づくりと、食の困りごとを始め、生活全般の困りごとが解消できるように関係機関につないでいくことを重点事業とします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (円)
(1) 地域食堂事業	・地域食堂運営	月1回以上 (8回)	加西市内	50人/回 (子供25人×0円、大人25人×500円＝12,500円/回)	100,000
	・お弁当配布	月1回以上 (8回)	主に加西市内	15個/回 (子供10個×0円、大人5個×500円＝2,500円/回)	20,000
	・フードドライブ	随時募集	事務所	———	0
(2) 食堂新聞作成事業	・障害のある方、得意を活かしたい方がデザインする食堂新聞の作成	毎月1回	事務局	65人/月に配布	0
	・食堂新聞の為に寄せられたデザイン原画の展示会	年1回	加西市内	・出展者20人×0円 ・入場者50人×500円	25,000
(3) 生活の困りごと相談事業	・お弁当配達での訪問時の生活の困りごとヒアリング	月1回	主に加西市内	5軒/月	0
	・必要な方へ生活支援に関する情報提供	随時	事務所	———	0
	・困りごとに応じ関係機関につなぐ	随時	事務所	———	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年10回

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人元気もりもり食堂

1. 基本方針

受益対象人数を増やしていくことで、さらなる潜在的なニーズの把握、困りごとの解消を目指します。より多くの方に事業内容が浸透し、活躍できる人が増えていくよう、活動内容の発信の仕方にも工夫を凝らしながら事業が継続できるようにしていきます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (円)
(1) 地 域 食 堂 事業	・地域食堂運営	月1回以上 (12回)	加西市内	60人／回 (子供30人×0 円、大人30人 ×500円＝ 15,000円／回)	180,000
	・お弁当配布	月1回以上 (12回)	主に加西市内	25個／回 (子供15個×0 円、大人10個 ×500円＝ 5,000円／回)	60,000
	・フードドライブ	随時募集	事務所	———	0
(2) 食 堂 新 聞 作成事業	・障害のある方、得意を 活かしたい方がデザ インする食堂新聞の 作成	毎月1回	事務局	85人／月に配 布	0
	・食堂新聞の為に寄せら れたデザイン原画の 展示会	年1回	加西市内	・出展者25人 ×0円 ・入場者60人 ×500円	30,000
(3) 生 活 の 困 りごと相談 事業	・お弁当配達での訪問時 の生活の困りごとヒ アリング	月1回	主に加西市内	7軒／月	0
	・必要な方へ生活支援に 関する情報提供	随時	事務所	———	0
	・困りごとに応じ関係機 関につなぐ	随時	事務所	———	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年10回

令和7年度活動予算書

成立の日から令和8年3月31日まで

(円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	0	10,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	240,000		
受取民間助成金	0	240,000	
4. 事業収益			
地域食堂事業収益	120,000		
食堂新聞作成事業収益	25,000	145,000	
5. その他収益			
受取利息	2	2	
経常収益計			395,002
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	50,000		
材料費	160,000		
印刷費	24,000		
通信費	2,000		
保険料	8,000		
会場費	14,700		
旅費交通費	47,000		
その他経費計	305,700		
事業費計		305,700	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷費	8,000		
通信費	3,400		
旅費交通費	6,700		
会議費	8,000		
会場費	3,400		
その他経費計	29,500		
管理費計		29,500	
経常費用計			335,200
当期正味財産増減額			59,802
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			59,802

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	10,000			
賛助会員受取会費	0	10,000		
2. 受取寄付金				
受取寄付金	0	0		
3. 受取助成金等				
受取地方公共団体助成金	360,000			
受取民間助成金	0	360,000		
4. 事業収益				
地域食堂事業収益	240,000			
食堂新聞作成事業収益	30,000	270,000		
5. その他収益				
受取利息	5	5		
経常収益計				640,005
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給与手当	0			
人件費計	0			
(2) その他経費				
消耗品費	100,000			
材料費	240,000			
印刷費	36,000			
通信費	3,000			
保険料	12,000			
会場費	22,000			
旅費交通費	70,000			
その他経費計	483,000			
事業費計		483,000		
2. 管理費				
(1) 人件費				
給与手当	0			
役員報酬	0			
人件費計	0			
(2) その他経費				
印刷費	12,000			
通信費	5,000			
旅費交通費	10,000			
会議費	12,000			
会場費	5,000			
その他経費計	44,000			
管理費計		44,000		
経常費用計				527,000
当期正味財産増減額				113,005
前期繰越正味財産額				59,802
次期繰越正味財産額				172,807